

仕様書

1 委託業務名

アワーケーション新展開プロジェクト

2 業務の目的

本県では、ワークスタイルに対する価値観が変わり、柔軟な働き方の導入が進む中、本県への「新たな人の流れ」を創出するため、徳島ならではのワーケーション事業「アワーケーション」を展開してきた。

今後、更に拡大するワーケーション市場において、本県への誘致強化を図るため、「アワーケーション」の魅力を発信するとともに、全県下での展開に向けて、県内の連携体制の構築を図ることで、関係人口の拡大、将来の移住者増へと繋げる。

3 委託期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

4 委託内容

本委託業務では、以下に記載する事業に係る一切の業務を委託する。

(1) 新規アワーケーションプランの造成

既存のアワーケーションプランに加え、「地域連携DMO」や市町村と連携した新規プランを3種類造成し、プランの充実と誘致ターゲットの拡大を図ること。

- a アワーケーション実施者のニーズやライフスタイルに対応した、徳島ならではの内容とすること。
- b 「地域連携DMO」や市町村と協力・連携し、地域と一体となったプランを、東部、南部、西部の3圏域にて、各1種類造成すること。
- c 英語対応の実施
 - ・英語対応を実施すること。
 - ・機械翻訳は不可とし、アワーケーションの魅力が伝わるよう工夫を凝らした翻訳を行うこと。

※新規造成プランの内容等に関しては、委託者と協議の上で決定すること。

(2) アワーケーション・ランディングページの運用保守と更新

アワーケーション・ランディングページ（以下「専用サイト」という）が正常に稼働し、かつ円滑に運用出来るよう、安全性と信頼性の高い運用保守作業を行い、専用サイトに障害が発生した場合には、速やかに復旧及びシステム改修等の対応を行うこと。

また、専用サイトの充実を図るため、情報の追加、更新を行うこと。

①専用サイト運用保守

- a 障害対応、保守・点検、不正アクセス防止等のセキュリティ対策及び効果測定を行い、継続的に専用サイトの安定稼働に努めること。
- b 専用サイト運用中に発生した軽微な修正、更新等に関して、委託者と協議の上、対応すること。

②専用サイト運用に関するサーバー、ドメイン

- a サーバーは受託者にて調達すること。なお、国内のデータセンターに設置し信頼度の高いサーバーとすること。
- b 稼働するサーバー環境は、専用サイト運用に必要と思われる稼働環境を用意するものとする。

- c サーバーのセキュリティ対策については、提案書に明記すること。
- d ドメイン、サーバーの費用は、本費用に含めるものとする。
- e ドメインに関しては、以下を継続使用すること。

<https://tokushima-awarkation.jp>

※サーバー、ドメインの設定に関しては、委託者と協議の上で実施すること。

③専用サイトの更新

- a 新規アワーケーションプランの情報の掲載
 - ・ 4（1）にて新規作成したプランの掲載を行うこと。
- b 専用サイトに掲載されたコワーキングスペースの情報の更新
 - ・ コワーキングスペースの情報に関して、掲載内容に変更等があった場合、定期的に最新の情報に更新すること。
 - 基本情報（施設名、住所、連絡先、WiFi情報、事業者ウェブサイトURL 等）
- c 専用サイトへの宿泊施設情報の新規掲載
 - ・ アワーケーションプラン（モデルコース）で使用する宿泊施設やコワーキング施設周辺のおすすめ宿泊施設の情報を掲載すること。
 - 基本情報（施設名、住所、連絡先、WiFi情報、事業者ウェブサイトURL 等）
 - ・ 宿泊施設の情報に関して、掲載内容に変更等があった場合、定期的に最新の情報に更新すること。

※受託者は、上記の要件を満たすコンテンツ等を作成の上、専用サイトの更新を行うこと。

d 成果物の使用等

- ・ 成果物は、委託者のホームページや、各種情報媒体、行事やイベント等で随時自由に使用、複製ができるものとする。

e その他

- ・ 掲載内容に関しては、委託者と協議の上で決定すること。

④専用サイトの引継

- ・ 受託者は、委託期間満了に際して、委託者に対し、専用サイトに関する業務引継を行い、当事業の継続に支障の来すことのないよう対応すること。その際、委託者が必要と認める場合、引継書を作成し提出すること。

⑤次年度における運用保守について

- a (2)①の運用保守に関して、次年度の参考見積を提出すること。
 - ・ ドメイン、サーバー費用を含めること。

(3) アワーケーション・コーディネート業務

- a アワーケーション参加希望者に対するアワーケーションプランのコーディネートを行うこと。
- b アワーケーション参加希望者及び実施中の参加者のニーズにあわせて、相談を受け、助言を行うとともに、県内アワーケーション関連施設に対する取り次ぎ、予約、確認等のコーディネートを行うこと。
- c アワーケーション参加希望者及び実施中の参加者の相談内容やコーディネートの希望に的確に対応するため、アワーケーション施設、アワーケーションプラン、周辺地域の情報蓄積に努めること。
- d 利用者及び各アワーケーションプランで利用する施設に対するアンケート調査を実施すること。
 - アンケート内容に関しては、委託者と協議し決定すること。
- e 問い合わせ窓口の利用者、相談内容、件数等について月1回定期的に委託者に報告すること。
- f コーディネート業務の引継
 - ・ 受託者は、委託期間満了に際して、委託者に対し、コーディネート業務に関する業務

引継を行い、当事業の継続に支障の来すことのないよう対応すること。その際、委託者が必要と認める場合、引継書を作成し提出すること。

(4) 情報発信

- ①ウェブ広告等を活用した専用サイトへの誘導
 - a 効果的なウェブ広告等を活用して専用サイトへの誘導を実施すること。
 - b 高い誘導効果が得られるよう、ターゲットを設定すること。
 - c ウェブ広告等の活用については、PV数等、KPIを具体的に設定すること。
※詳細については、委託者と協議の上で決定すること。
- ②SNSの記事投稿（地域発アワーケーション情報の発信）
 - a SNS（Facebookページ「アワーケーション徳島」）アカウントを管理し、アワーケーションに関する記事を投稿すること。
 - b 投稿回数は週に1回以上とする。
 - c 市町村、地域連携DMO、県内協力事業者等と連携のうえ、収集した地域発のアワーケーション情報の発信に努めること。

参考：Facebook アワーケーション徳島



(5) アワーケーション・セミナーの実施

アワーケーションに対する理解を深め、全県下での展開に向けた意識の醸成を図るセミナーを実施すること。

- ①開催回数：1回
- ②対象者
 - ・地域連携DMO担当者（県内）
 - ・市町村担当者（県内）
 - ・アワーケーション協力事業者（県内）等
- ③セミナー内容
 - ・アワーケーションに関する「有識者」を講師として招聘すること。
 - ・地域連携DMO、市町村等に意識の醸成を図る内容とすること。
（アワーケーション実施の効果や市町村等地域連携における先進事例の紹介など）
 - ・アワーケーションに対する知識の向上、ノウハウの習得による人材の育成を図る内容とすること。

※状況により、現地セミナーとオンラインセミナーとの併用（ハイブリッド形式）での実施を可能とすること。

(6) 実施報告書の提出

委託業務完了後は実施報告書を提出すること。

本事業の成果や、アンケート調査等を踏まえた事業の改善点、アワーケーションの可能性や今後の課題について具体的に記載すること。

※本事業の画像または映像を使用し、分かりやすい内容とすること。

(7) 納品物

- ①4（1）で新規作成したプランを含め、アワーケーションプランを電子媒体で2部納品すること。
- ②アワーケーション・専用サイトの更新・運用保守業務における成果品として、以下のものを電子媒体で2部納品すること。

- a 基本設計・システム要件に関わる資料一式
- b その他本業務で生じた資料のうち、委託者が指示する資料一式

(8) その他

- a 必要に応じて徳島県もしくは関係機関が実施するイベント等へ参画すること。
- b 委託者から、事業実施状況の撮影などを依頼した場合、調整に協力すること。

5 委託者と連携した関係者との連絡調整

上記（１）～（８）の内容等は、委託者と受託者で協議を行いながら、随時、調整する。

6 特記事項

- (1) 実施内容等は、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応すること。
- (3) この業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。
- (4) 本委託業務において、制作された著作物の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、徳島県に帰属するものとする。ただし、受託者のビジネスモデル及びノウハウ、システムに属するものを除く。
- (5) 受託者は、本委託業務の実施のために必要な、第三者の著作権・肖像権については、事前に許諾を取得すること。
- (6) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者とその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (7) この業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても同様とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ、定めるものとする。